令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨 スカラシップ入試(早期卒業) 憲法

【出題趣旨】

本問は、放送が放送法によって制度として具体的に発生し、そこには制度の創設に伴いさまざまな規制も存在しうることを、NHK 受信契約をめぐる最高裁判決の一節から、早期卒業の受験生に読み取っていただくことを求めている。

問題文の最高裁判決が、通常の新聞表現などの表現の自由とは、似て非なる内容であることを説明していることを、まずもって受験生にはよく理解してほしい。こうした新しい事案が、典型的な新聞表現などの教科書的な記載とは、具体的にどのように異なるかを説明しうることを、知識としてでなく理解力として問うている。

【採点基準】

小問1が25点、小問2が25点であり、それぞれ、判決の引用部分の理解力を訪ねているが、それが教科書的な新聞表現の自由の典型的な論点とはどのように異なるかを説明することによって、判決の理解力が試されることは、問題文の「その際、本問判決(2)が新聞表現についての表現の自由の説明とは異なるとすれば、それはどういう言い方か」で述べている。

令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨 スカラシップ入試(早期卒業) 刑法

【出題趣旨】

事実の錯誤、窃盗罪・強盗罪に関する基礎知識と具体的事例への応用力を試し、合わせて、 法科大学院で学修を継続しうる水準の法的思考能力、文書記述能力をみる趣旨である。

【採点基準】

※()内の数字は、配点(50点満点)である。

- 第1 乙の罪責 (28)
 - 1 住居侵入罪 (3/28)
 - 2 事後強盗致傷罪 (23/28)

窃盗罪の実行の着手 (8/23)

実行の着手の判断基準と客体への接近で着手を認めうることの理解

事後強盗罪の成立要件とその充足 (15/23)

目的

反抗を抑圧するに足りる程度の暴行

結果、因果関係

- 3 罪数 (2)
 - 1・2の牽連犯関係
- 第2 甲の罪責 (17)
 - 1 事案分析と教唆犯の成否 (6/17)

窃盗を教唆したところ正犯により (事後)強盗が実行された事例 教唆犯の成立要件とその充足判断

2 錯誤 (11/17)

事実の錯誤に関する基礎知識・法定的符合説の理解

構成要件の実質的な重なり合いの限度で軽い罪の故意を肯定

重なり合いの判断基準と具体的あてはめ

窃盗罪と強盗 (致傷) 罪との重なり合いを認め、窃盗罪の限度で故意を肯定

第3 総合評価(5)

上記以外の加点・減点要素を考慮する。

加点例:全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性、教唆犯の罪数

減点例:知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や推論の不整合

令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨 スカラシップ入試(早期卒業)刑事訴訟法

【出題趣旨】

警察官が、既に発生した振り込め詐欺事件の犯人特定のために、被疑者等の容ぼうをビデオ撮影したという捜査の適法性を問うことにより、強制処分法定主義の意義、強制捜査と任意捜査の区別、写真撮影の法的性質と適法性の判断基準などについて、基本的知識の有無と具体的事案に対する応用力を試すものである。

【採点基準】

- ・強制処分とは何か、また、なぜそのように考えるか。
- ・任意処分の場合、当然に適法になるか、それとも一定の要件が必要か。
- ・各ビデオ撮影の法的性質は何か。また、適法性の判断基準は何か。
- ・本問の各ビデオ撮影は適法か。甲と乙とで違いはあるか。